

〈共同研究〉

「グローバル経済危機下における失業者の生活保障—労働と社会保障の連携に焦点をあてて—」

〔実情調査報告〕 韓国における雇用安全網

脇田 滋・田中 明彦・濱畑 芳和・川崎航史郎

1 調査の趣旨・概要

共同研究「グローバル経済危機下における失業者の生活保障—労働と社会保障の連携に焦点をあてて」（代表 脇田）では、雇用安全網の問題に関心をもって、日本での課題を明らかにするために、ドイツ、フランスを中心に比較研究を進めてきた。

とくに、2008年9月のリーマンショックに始まるグローバル金融危機が深刻な不況に繋がり、同年末に「派遣切り」というきわめて深刻な問題が現れて、雇用安全網の欠陥が浮び上がった。つまり、雇用保障の脆弱性と失業時の生活保障がきわめて不十分であることが明らかになった。日本とも類似した状況にある韓国では、①1990年代末から深刻な経済危機のために失業者や非正規職が急速に増加して生活困窮者が増大したこと、②そのような事情を背景に雇用保険制度が整備され、また、基礎生活保障法が制定されたこと、③その後、社会両極化問題が大きくなる中で非正規職や青年雇用問題について活発な議論を通じて注目すべき対策を講じている。最近になって、「青年雇用促進法」が制定されるとともに、若年者などを対象に様々な雇用政策が進展していると伝えられている。このような韓国の問題状況と対策動向は、日本にも大いに参考になると考えて、2011年3月27日から31日までの5日間、雇用安全網に関する韓国における制度と運用状況などを調査することにした。

調査団は、共同研究グループ（脇田滋、田中明彦、濱畑芳和、川崎航史郎）と金沢大学の伍賀一道教授の5名であった。また、現地在住の鈴木明氏に通訳兼コーディネーターをお願いした。

調査に応じていただいたのは、いずれもソウル市内にある、A) 韓国労働研究院、B) 韓国非正規労働センター、C) 参与連帯社会労働委員会、D) 貧困社会連帯、E) 労使発展財団、F) 全国建設産業労働組合連盟、G) 全国失業克服団体連帯の7団体である。このうち、A) と E) は政府系の外郭団体、F) は産業別労働組合、B)、C)、D)、G) の4団体は、活発な活動を展開している市民団体である。各団体では、事前に送った質問項目に詳細な回答書を書いていただいたり、関連する貴重な資料もいただいた。この紙面をかりて改めて、ご多忙の中、懇切丁寧に応対していただいたことに感謝の意を表したい。（担当：脇田滋）

2 各団体での調査概要

A) 韓国労働研究院

〔訪問日〕2011年3月28日午前〔応対者〕ウン・スミ氏（研究委員）、チャン・ジョン氏（研究委員）、ファン・ドクスン氏（専任研究委員）

1) 雇用安全網死角地帯解消方案

2010年秋、労働研究院で報告書「雇用安全網死角地帯解消方案」を刊行した。韓国の労働市場は「二重構造」であり、セーフティネットから漏れ

る者が多いので、研究対象とした。ポイントとしては、失業者の所得保障は就労意欲を減退させるというが、それは制度的な不十分さを正当化するのに作用していると指摘した。むしろ、なぜ所得保障が求められかが重要である。長期的に勤労生活を安定的に送るために十分な所得保障が必要である。韓国では10人未満の零細事業所の従業員が42%であるが、ここに社会保険未加入者が相当数いる。未加入の理由は労使合意で保険料分を賃金に上乘せするためであるという説が多いが、この点を5人未満の労使に直接面接して調べた。また、二つの政策提案をしている。一つは、4大保険（年金、医療、雇用、労災）の保険料減免制度である。政府が代わりに納めることで多数を加入させられる。もう一つは、失業扶助制度である。

2) 日本の第2のセーフティネットの評価

報告書では、日本の第2のセーフティネットについて触れた。日本では緊急人材育成就職支援制度を創設したが、これは雇用保険を受給できない者を対象に、訓練受給を条件に給付を行うが、生活保護との間に制度間の衝突がある。また、運営管理の問題もあり、生活保護のほうが、使い易いため当該制度の利用者は少なかったと把握している。しかし、韓国として、日本の制度に関心を持った理由は、所得保障ではなく、生活支援という面がある点である。生活保護対象者だけでなく、その少し上の層も対象にできるという点を評価している。韓国でも活性化戦略という点で日本の制度に似た制度をモデル事業として運用している。日本での問題点を補いながら、社会保険と生活保護から外れる部分を制度設計する方法を研究している。

3) 韓国型失業扶助制度の必要性

報告書は、失業扶助制度に触れているが、方向性を示す程度であり、いわゆるアクティベーション政策を念頭に置いている。韓国モデルは、2000年に生活保護法を抜本的に改めて制定された「基礎生活保障法」自体が、アクティベーションと強く結び付いている。また、脆弱層については雇用奨励金制度もあるが、職業訓練も併せて考えてい

る。セーフティネットが弱いため、経済危機においては公共の仕事づくりも行われている。様々な制度を実行しているが、雇用保険と基礎生活保障の間に大きな「死角地帯」がある。その間隙を埋めるために失業扶助の導入を想定している。導入のためには、政治力が必要である。多様な制度、仕事づくり、職業訓練、賃金補助・現金補償等を混ぜ合わせて韓国的な失業扶助制度にすることを考えている。

4) 就業促進給付・就業パッケージ

関連して、2007年（盧武鉉政権時代）から議論が始まって、「就業促進給付」が導入されている。同給付は、集中的な職業斡旋、職業訓練、現場体験を受ける者に支給されるもので、英国に似た政策である。現政権になって制度的には少し進んだが、今は「就業パッケージ」という取り組みがある。2010年に2万人規模で実施されたが、当初の「就業促進給付」は実施されなかった。1カ月間、求職者の相談を集中的に行い、次の段階で、求職者状態で現場体験、創業支援という2段階のプログラムに進む。さらに、3段階に進む。1段階で職業能力が高いと判断された人は、すぐ3段階に行く。3段階では集中的に職業斡旋が行われる。

現金給付は二つある。就業促進給付は導入されなかったが、2段階で職業訓練受給者には20万ウオンの職業訓練参加手当が支給された（2010年開始）。経過的な職場体験の場合、50万～60万ウオンが給付される。その他、就業に成功した場合、最大100万ウオンまで就業成功手当が受けられる。制度が複雑に絡まっているが、1から3段階まで有機的につながって、全ての段階にわたって、就業促進給付に相当するように設計してある。2012年には全体の事業規模は5万人になる。青年・高齢者に対するプログラムも統合の予定である。

就業促進給付は、労働者本人に直接支給する現金給付を考えている。現在、就業成功手当はすでに払われており、参加手当、現場体験参加者へは現金手当が行われている。なお、就業成功パッケージは法的な裏付はなく、予算措置で行われている。対象2万人には、高齢者や青年も入るが、生活保護の一つ上の層（ボーダーライン層：次上位層）

を主に対象としている。プログラムの中で、自活プログラムがあるが、生活保護受給者の中で労働能力がある者が対象である。自活事業には、労働部が提供するものと保健福祉部が提供するものがある。就業成功パッケージが推進される中で、労働部が行なってきた自活事業は、このパッケージに統合された。

5) 青年に対する政策

プログラム別では、青年層対象の労働部のプログラムがある。すなわち、「青年ニュースタートプログラム」が、今年から「成功パッケージ」に統合されている。仕事創出のプログラムとしては、主にインターンがあり、公共事業と一般企業・中小企業もあり、中央政府、地方自治体でのインターンもある。これは、一定期間、賃金の一部を支給する制度である。なお、「希望勤労」は、女性・高齢者が対象の事業であった。青年の雇用問題についてプログラムしか紹介できないのは、韓国でも特別な処方箋がないためである。

6) 自活事業

公的扶助（基礎生活保障）対象者と、就業促進の諸制度の対象者の関係は、明確に区別されている。労働部の事業については、成功プログラムに含まれている。数で言うと、基礎生活保障受給者は150万人いるが、その中で、労働部提供の自活事業参加者は2千人である。基礎生活保障受給者が、就労支援・就業支援の参加を強制されるのか、否かについては、次の通りである。

まず大まかに把握すれば、基礎生活保障受給者は150万人であり、その中で稼働能力を有している者は30万人である。18歳以上60歳未満で障害がない人である。30万人のうち、現在就業している者は12万人、18万人の中で、子育て、介護、看護などの理由で労働強制から除外される者は13万人、残りの4～5万人が就業関連事業に参加しており、この就業強制対象者を「条件付き受給者」と呼んでいる。この人たちは、自活事業に参加することを条件として現金給付を受ける。その多くが、保健福祉部や自治体が行う公共の自活事業に参加する。労働部の自活事業に参加するのは2千

から3千人にとどまる。

保健福祉部の自活事業は、実際は地方自治体が行っており、大きく三つに区分される。稼働能力はあるが、若干落ちる人には、勤労維持型自活事業（市町村役場が実施。ゴミ掃除など）、少し稼働能力ある人は、別のプログラムがあり、自活事業団を創って活動しており、将来の就業を目的としている。主に、病院の付き添い、洗濯、生ごみの再利用、家の修理などがある。自活プログラムで経験を積んだら、「自活共同体」という事業体を創る。

7) 稼働能力の段階的な評価

労働能力については、障害との関連がある。正確ではないが、障害については1級から6級まで分類されており、1級から4級までは労働能力がないとされている。5,6級は労働能力ありとされる。現制度は、障害認定は医者診断書が必要であるが、手帳がなくても医者が仕事不可と判断すれば労働能力がない者となる。政府のなかには、この「労働能力がない者」の中に能力がある者が含まれていると主張する者がいる。

稼働能力については、学歴、過去の仕事の経験、年齢などを基に、地方自治体職員が能力評価をする。その際、一定の裁量が認められ、満点が100点である。70点以上だと、能力が高いとされ、労働部の事業に回される。70点未満だと保健福祉部・地方自治体の事業に行く。三つに分けるとするのは、能力が高い人は労働部へ、能力が低い人のうち、保健福祉部管轄の中でさらに二つに分けられるという意味である。能力の再評価は、あまり行われていない。労働部に回された場合(70点以上)に、不適格とされた場合、保健福祉部に回される場合はある。能力の高い人は自活事業団を創るが、それは地域の民間運営である。民間の事業団が受け入れても、稼働能力が落ちる場合には、地方自治体に送り返すということはある。

8) 非正規労働者に対する社会保険の適用

5人未満の事業所で就労する人は、いわゆる非正規労働者とみるべきである。5人未満の事業所では60%未満は非正規労働者である。50人を無作為に選んでインタビューしたが、正規労働者は

いなかった。なぜ、雇用保険に加入していないか？韓国では社会保険がすべて統合されており、全てに加入しなければならない。労働者は、国民年金と医療保険には入りたい。特に年金は、掛け金が労使折半であるため、職場に保険がある人は加入したい。医療保険が問題であるが、サラリーマンの妻は夫の保険で医療保険の適用を受けることができる。そういう例を含めて労使の談合によるという見方がある。

一般的には労使のやり取りの中で未加入になっていると言われているが、調べたところそうではなかった。労働者には保険に加入するという意識が高まっており、適用事業所を探して就職するようになっている。しかし、そのような事業所が少ない。10人未満の事業場では、形式的に労働契約を結ばない事業所がある。また、零細事業所は頻繁に事業廃止するし、労働者の出入りも激しい。

結論としては、労使が社会保険を回避する談合というより、労働市場の特徴が社会保険加入を妨げる要因である。そのため、労働市場の安定が先決問題である。韓国の事業所は、10人未満の事業所に働く労働者数が42%、事業所数では98%が10人未満であって、労働市場がいわゆる二重構造となっている。

(担当：川崎航史郎)

B) 韓国非正規労働センター

[訪問日時]2011年3月28日午後 [応対者]イナムシン氏(非正規労働センター所長)、キム・ジクス氏(非正規労働センター政策局長)

1) 職業安定法全面改正案、雇用サービス民間委託

昨年、政府が「職業安定法全面改正、雇用サービス民間委託」を提案した。目的は、派遣業者が労働者を募集して自ら教育もできるようにして、労働柔軟性を強化することである。非正規比率が高く、毎年、雇用保険新規取得者の半分以上が1年以内に離職するほど雇用不安であるので、就業斡旋機関の拡大を通じて失業問題の解消に寄与できるという名目である。しかし、民間職業紹介所に対する規制緩和と財政支援を通じて、その量的拡大を狙っている。政府案の主要内容は、大型の

民間「複合雇用サービス事業者」制度の導入、民間雇用サービス機関に対する公共性原則条項新設、求職者手数料廃止、雇用サービス業務領域での関係行政機関間協力条項新設、「勤労者」条項新設を通じた支援対象明確化、自営業部門の創業・創職支援条項新設、雇用安定機関の名称変更などである。

問題点は、韓国では民間職業紹介所が就業斡旋の90%以上を担当するが、一企業当たり従業員が1.2人程度と零細であり、紹介斡旋の95%以上が日雇職のように雇用不安な脆弱労働者である。こうした状況で過度な中間搾取や基本権侵害が発生している。彼らが民間紹介所を利用する理由は、公共就業斡旋機能の不在とともに、より根本的には質の低い職場が多く、そこを転々とせざるを得ない現実に起因する。政府は、こうした実情を十分に把握さえしておらず、現実と全く違う対策を打ち出したのである。その結果、職業紹介所の利害にも反しており、むしろ労働力を完全に外部化しようとする大企業の利害だけを代弁している。

(1) 労働力仲介の過度な市場化だけでなく、(2) 複合雇用サービス事業には、民間労働力仲介事業者の専門化・大型化によって、大型派遣業者化が進み、雇用関係の大原則である「直接雇用原則」が後退すること、さらに、行政による管理、監督が弱くなり、規制が大きく緩和される問題点も大きい。

非正規労働者との関連では、製造業の場合、日雇派遣の事例のように製造業種の相当数の中小企業は元・下請構造を通じて連結されているが、物量および単価と関連した多様な不公正取り引きが、労働者の賃金、雇用、労働条件などにまで影響を及ぼしている。労働者の要求活動が「間接雇用」という理由で簡単に無視されている。しかし、職業安定法には団結権保障についての対策が欠けている。特殊雇用労働者については、核心的労働条件については必要な限度内で団体交渉権を付与することが必要である。

なお、職業安定法改正は、2月24日、民主党が与党法案上程に合意したが、労働界の反発で、次期国会に上程しないことになった。こうした経過があるので、当分、同法案は、通過が難しいもの

とみられる。

2) 「民間労働力仲介機構の手数料・労働実態と改善法案」(2010年10月)報告書

間接雇用の非正規職の場合、雇い主と使用事業主の不一致から、賃金の一部を中間搾取される問題がある。派遣・用役業者の派遣手数料だけでなく、特殊雇用労働者にも見られる。各種手数料を負担しなければならない労働者についての実態調査が必要であった。非正規職は中間搾取に遭うため、二重の負担がある。その核心には、斡旋業者などと呼ばれる民間部門労働力仲介機構が存在する。実態調査では、政府の政策方向が非正規労働者の不安定性をより一層深化させるという憂慮を背景に、職業紹介料および関連労働実態の部分に焦点を合わせて調べた。

法制度上では職業紹介手数料の負担者は求人企業および使用事業体であるが、実質的な手数料負担は該当労働者である。これは、職業紹介業、派遣業の場合だけでなく、特殊雇用職でも同様である。特殊雇用の場合、手数料のほとんど全部を労働者が負担し、家事手伝い、看病人も求人が不規則な場合、「会費」形態で事実上手数料を負担している。代行運転、バイク便の場合、公式の手数料だけでなく、斡旋過程で諸般の費用一切まで労働者が負担している。建設日雇労働市場では、紹介業者が求人企業から10%の手数料を得られない場合、その分を労働者の賃金から差し引いていた。雇用慣行が非公式の場合、実際には付随的な紹介料金を徴収し、10%以上の紹介料金を控除している。

3) 韓国における雇用安全網、雇用保険の適用(略)
(担当:脇田滋)

C) 参与連帯社会労働委員会

〔訪問日時〕2011年3月30日午前〔対応者〕イム・サンフン氏(漢陽大学教授)、イ・ウンミ氏(幹事)、チョン・ウンソ氏(幹事)

1) 雇用安全網に関する参与連帯の活動

雇用安全網を早急に再設計する必要性を提起し、2009年末から7回の準備会を経て、全国55の女性・青年・失業・労働・市民団体は、3月3日「雇用保険拡大および失業扶助導入連帯会議」の発足および全国雇用安全網拡充方案模索討論会を行った。2010年上半期中、4回の内部ワークショップを経て連帯会議次元の「雇用安全網改正案」を準備した。11月4日、民主党洪永杓(ホン・ヨンピョ)議員と共同で雇用保険法改正案を発議して、法改正に対する協調および協力のために労働部と非公開懇談会、環境労働委員会所属の民主党補佐官及び民主党労働専門委員と懇談会を推進した。

2) 雇用保険死角地帯と改善案

雇用保険制度は、1998年経済危機以後、適用範囲を拡大して現在は1人以上事業場と日雇労働者にまで適用されているが、現実には広範囲な「死角地帯」が存在する。その規模は、雇用保険適用対象や未加入者、15時間未満勤労者・特殊形態勤労者・家事勤労者などのように雇用保険非適用対

<表1> 2009年8月現在の雇用保険関連就業者数現況推定値(単位:千人)

全体就業者数		23,620
賃金勤労者	総数	雇用保険適用対象者
		雇用保険加入者数
		雇用保険適用対象だが未加入 ³
		雇用保険非適用対象1
		雇用保険非適用対象2
		総数
非賃金勤労者	総数	7,140
零細自営業(雇用人のない自営業)		4,266
失業者中求職給付を受けることができない階層		516
新規失業者		33

注: *は推計値

資料: 統計庁、経済活動人口調査 2009年8月資料。
労働部、雇用保険統計 2009年8月。

< 図 > 雇用保険適用死角地帯現況

15歳以上人口 3,990万人						
非経済活動人口 1,623万人			経済活動人口 2,367万人			
雇用保険適用除外対象 1,715万人		失業者 92万人	就業者 2,275万人 (100.0%)			
		非賃金勤労者 679万人 (29.9%)		賃金勤労者 1,595万人 (70.1%)		
		自営者 556万人 (24.5%)	無給家族 従事者 123万人 (5.4%)	臨時・日雇 676万人 (29.7%)	常用職 919万人 (40.4%)	
		雇用保険適用死角地帯 1,336万人 (59.8%)			雇用保険 被保険者 938万人 (41.2%)	

資料：国会予算政策処 (2009), "追加補正予算案争点分析" 111 ページ

象者、零細自営業であるが、実際には失業者などで、求職給付を受けることができない人を含み、約1,000万人を超えると推定される。これは就業者全体の43%を超え、賃金勤労者だけを見ても32%を超える数値である。

国会予算政策処の資料によれば、就業者の58.8%が雇用保険死角地帯規模である。(図) 参照。

次に、失業給付は、所得喪失の危険を適切に保護できていない。2009年、韓国の失業給付受給率(受給者数/失業者数)は42.6%である。2008年の失業給付受給率(35.4%)に比べて上昇している。

しかし、統計庁の「失業給付非受給失業者調査」

によれば、1年未満の前職賃金勤労者の中で失業給付を受ける率は11.3%に過ぎない。失職賃金勤労者が失業給付を受給できない最も大きい要因は、雇用保険未加入(45.0%)、離職理由未充足(22.9%)、被保険単位期間未充足(11.1%)などの順である。また、脆弱階層であるほど失業給付を受ける率が低く、常用職の場合は37.0%が失業給付を受給するのに、臨時職と日雇職は7.2%、2.3%と非常に低い。従事上の地位別に失業給付を受けられない理由では、常用職は離職理由未充足、臨時・日雇職は雇用保険未加入が最も高い。(表2) 参照。

< 表 2 > 1年未満前職賃金勤労者の失業給付受給有無と非受給理由 (単位: %)

		非受給					受給
		雇用保険未加入	被保険単位期間未充足	離職理由未充足	その他非受給	受給終了	
全体		45.0	11.1	22.9	6.8	2.9	11.3
従事上の地位	常用職	9.0	5.7	34.2	7.6	6.6	37.0
	臨時職	46.9	11.6	25.1	6.5	2.7	7.2
	日雇職	61.6	13.5	14.9	6.6	1.1	2.3

非受給資格理由で「離職/理由未充足」が高く現れるのは、失業給付適用対象から自発的離職者を排除する受給要件の厳格性のためである。

求職給付は平均所得の50%であり、実際に所得代替率も40%水準で低い方であり、10余年間所得上限額が4万ウォンに固定されている問題点があり、受給期間も平均4ヶ月程度に過ぎない。

非正規職社会保険加入の現況は、次の〈表3〉の通りである。

3) 雇用保険法改正案

2000年10月に、〈庶民法案1〉雇用保険法改正案(失業給付拡大および求職促進手当)を発表した。主な内容は、受給要件緩和(現行18ヶ月内

180日以上保険加入→180日の被保険単位期間を120日に緩和)、受給日数延長(現行は、年齢により90日から240日までで平均受給日数は120日(4ヶ月)程度→180日から最長360日に延長)、自発的離職者失業給付支給、求職促進手当(最低賃金の80%に当たる求職促進手当を180日限度内で支給)。

4) 青年雇用の現象と問題点

政府は、本質的解決よりは短期低賃金職場創出を通じた短期処方しかしないため、青年層の雇用率は相変わらず沈滞状態である。

2007年以後、青年層就業者数は持続的に減少し、青年層の雇用率は着実に低くなって昨年に入って

〈表3〉賃金勤労者の社会保険加入率(単位:%)

	国民年金(特殊職域)			健康保険					雇用保険			
	未加入	職場加入者	地域加入者	未加入	職場加入者	地域加入者	医療受給権者	職場加入被扶養者	公務員等1)	加入	未加入	
賃金勤労者	28.3	65.0	6.7	2.7	67.0	17.3	1.1	11.9	7.5	58.6	33.9	
事業体規模	1-4	62.7	24.8	12.5	6.2	26.7	38.4	2.4	26.3	0.4	25.3	74.3
	5-9	40.4	49.9	9.8	3.8	52.9	26.1	1.3	15.9	0.7	51.2	48.1
	10-29	25.1	68.3	6.5	2.3	71.1	14.8	1.0	10.8	4.6	65.5	29.9
	30-99	14.4	80.7	4.9	1.1	83.1	8.7	0.6	6.4	14.0	68.2	17.8
	100-299	6.8	91.8	1.5	0.7	92.6	3.2	0.3	3.3	11.4	80.1	8.5
	300-	3.6	95.6	0.8	0.3	96.0	1.9	0.1	1.7	20.2	74.8	5.0
賃金階層 2)	低賃金	62.3	29.2	8.5	6.1	34.3	30.6	3.0	26.0	0.3	32.5	67.3
	中間賃金	23.4	68.5	8.1	2.1	69.8	17.6	0.6	9.9	3.2	66.3	30.5
	高賃金	4.6	92.6	2.8	0.3	93.2	4.5	0.1	2.0	21.2	70.5	8.3
雇用形態	正規職	17.2	78.4	4.4	1.7	79.5	11.5	0.5	6.7	10.6	67.6	21.7
	(正規常用)	1.4	98.0	0.6	0.0	98.7	0.9	0.1	0.3	14.6	82.8	2.6
	(正規臨時)	57.5	28.4	14.2	5.9	30.4	38.4	1.5	23.8	0.1	29.2	70.7
	(正規日雇)	78.6	4.7	16.7	10.9	6.4	54.1	3.3	25.3	0.0	7.5	92.5
	非正規職	50.5	38.1	11.5	4.5	42.1	28.9	2.2	22.3	1.2	40.4	58.3
	限時職	35.3	58.6	6.1	3.8	64.6	15.7	1.7	14.3	2.1	60.6	37.3
	(期間制)	31.3	63.8	4.9	2.8	71.1	11.4	1.8	12.9	2.3	66.4	31.3
	(契約反復)	9.4	86.0	4.6	2.8	86.5	7.1	0.5	3.2	3.4	82.1	14.4
	(短期期待)	72.7	14.2	13.1	9.2	17.4	43.0	2.1	28.3	0.0	17.0	83.0
	時間制	81.6	9.3	9.1	6.7	10.6	35.9	4.2	42.7	0.5	10.6	88.9
	非典型	58.5	22.3	19.2	4.5	28.8	41.0	2.2	23.5	0.0	28.6	71.4
	(派遣)	27.0	67.1	6.0	3.3	72.0	13.4	2.0	9.3	0.0	71.7	28.3
	(用役)	36.7	59.0	4.3	2.6	81.3	6.8	1.2	8.2	0.0	74.2	25.8
(特殊形態)	64.7	0.4	34.9	3.6	0.6	63.1	1.5	31.2	0.1	2.0	97.9	
(家庭内)	85.7	7.7	6.6	3.3	6.9	33.3	2.3	54.1	0.0	8.9	91.1	
(日々)	76.1	0.3	23.6	6.9	0.4	57.7	3.5	31.5	0.0	4.0	96.0	

資料:統計庁、「経済活動人口雇用形態別付加調査」、2010.3

出所:社会保険死角地帯解消のための社会保険料支援方案、イ・ピョンヒ(韓国労働研究院)

<表 4> 青年層（15～29才）雇用および失業現況（単位：人、％）

	2007年	2008年	2009年	2010年	増減
就業者	4,203,000	4,084,000	3,957,000	3,914,000	-356,000
雇用率	42.6%	41.6%	40.5%	40.3%	-1.9%
公式失業率	7.2%	7.2%	8.1%	8.0%	0.8%
公式失業者	328,000	315,000	347,000	340,000	12,000
就業準備者	546,000	598,000	591,000	625,000	79,000
何となく休んでいる者	245,000	249,000	297,000	274,000	29,000
事実上の失業者	1,119,000	1,162,000	1,235,000	1,239,000	120,000
求職断念者(全体)	108,000	119,000	162,000	220,000	112,000
短時間勤労者(全体) 週：18時間未満	835,000	850,000	963,000	1,056,000	221,000

40%をやっと回復した。2010年「就職準備者」と「なんとなく休んでいる」を含め、事実上の青年失業者は120万人を超えており、「求職断念者」と「週18時間未満短時間勤労者」まで含めれば、その人員は相当なものとして推定される。

5) 青年雇用促進特別法改正案

2010年10月に<庶民法案2>青年雇用促進特別法改正（青年失業問題解決および良質の職場創出）を発表した。公共機関の新規青年採用比率（定員対応）は2007年2.9%、2008年0.8%、2009年2.5%に過ぎない。現行青年雇用促進特別法は政府投資機関および政府外郭機関に定員の3%以上に青年未就業者を採用するようにしているが、勧告事項に過ぎず、政策の実効性がない。青年失業解消をめぐって公共機関の責任を強制するために、青年ユニオン、韓国青年連帯、韓国大学生連合、参与連帯など96の青年・市民団体が構成された青年失業ネットワークが、ホン・ヒドク議員（民主労働党）と共に青年雇用促進特別法改正案を發議した。その主要内容は、①公共機関と地方公企業の青年未就業者雇用率を5%に上方修正すること、②青年未就業者雇用の義務化、③①、②を資産規模5兆ウォン以上の民間企業にも拡大すること、④青年未就業者雇用結果を「政府業務評価基本法」第22条による公共機関評価に反映することである。

（担当：脇田滋）

D) 貧困社会連帯

〔訪問日時〕2011年3月29日午前〔応対者〕チェ・イェリョン氏（貧困社会連帯事務局長）、イ・ドンヒョン氏（ホームレス行動執行委員長）

以下、貧困社会連帯の創設と沿革、国民基礎生活保障法の現状とそれへの取り組みを紹介したうえで、日本の生活保護法およびその運用への示唆について言及する。

1) 貧困社会連帯の創設と沿革

貧困社会連帯は、国民基礎生活保障法の制度の改正を求めて籠城していたチェン・ヨンナン氏の追悼とその遺志を継いで、露天商、ホームレスの問題、貧困問題の社会運動をまとめて取り扱う団体で2004年に創設された。

チェン・ヨンナン事件とは、2000年の国民基礎生活保障制度創設時から、同制度を受給しながら露天商をしていた障害等級一級の脳性麻痺の女性チェン・ヨンナン氏が、月額28万ウォンの受給額では、自分の医療費・住居費を払えないので、総理大臣に受給費を突き返す運動、さらには2001年12月から、国民基礎生活保障法の支給額の現実化を求めて明洞聖堂で座り込みをし、2002年に自殺した事件である。

その後、国民基礎生活保障法共同連帯会議ができ、貧困社会連帯の活動もそこに参加することから始まった。

貧困社会連帯は、①国民基礎生活保障制度および福祉制度の改善のための活動を中心に行い、②また国の政策により、生きるのがより困難になっ

た露天商、撤去民などの都市貧困者たちの政府に対する闘いの支援、③労働運動・社会運動が貧困の問題を共通の課題として解決できるように取り組んでいる。

国民基礎生活保障法ができて約10年たつが、扶養義務者基準などの問題点も多く、それらの問題点の法改正案が国会にも上程されており、2011年は法改正運動を集中的に取り組む年である。

貧困社会連帯は、メンバー40団体で構成され、会員制をとらず、参加する団体が執行委員会・政策委員会を構成して貧困社会連帯を運営している。専従が5人、後援会員が約150人におり、会費を負担している。主な活動地域はソウルである。

2) 国民基礎生活保障法の現状とそれへの取り組み
国民基礎生活保障法にはさまざまな問題があり、その問題解決のために活動をしている。

(1) 勤労能力評価基準の現状とそれへの取り組みについて

2000年に国民基礎生活保障法ができて、労働能力の有無にかかわらず、最低生計費以下の人は受給対象になった。労働能力のない人は一般受給者になるが、労働能力のある人は条件付受給になり、自活事業に参加させられる。

2009年12月、保健福祉部から勤労能力評価基準案が提案、2010年に勤労能力評価基準が告示され、そのわずか1か月後に実施されたため、現場に混乱をもたらした。

勤労能力評価基準は、障害等級を診断書によって1～4段階に評価する。最重度の4段階は勤労能力なしと判断され、1～3段階は、評価を担当する公務員によって稼働能力ありの評価を受ける。1～3段階の勤労能力評価基準項目は、服装・外貌など当事者に屈辱感を与える内容となっている。勤労能力評価基準実施後、大量に条件付受給者が発生した。勤労能力評価基準は、①国民基礎生活保障法への敷居を高くし、受給者に対して冒涇感を与える、②臨床を診るだけに過ぎない医師が勤労能力評価の判定を行うことでよいのかという問題、③重度の障害のある人も働ける条件・環境を整えば働くことができるので、自活事業の内容が受給者の要求に合致したものでなければなら

ないという問題を提起している。

国民基礎生活保障法の権利を取り戻すため、勤労能力評価基準を作るという政府の対応に対して、貧困社会連帯や政党が参加して「国民基礎生活保障法改正共同行動」の活動を行っているところである。

なお、2009年6月、保健福祉部の中に不正受給防止のための監視団が作られ、不正受給について、保守系マスコミを通じてキャンペーンが行われた。この監視団が勤労能力評価基準を作ったことから明らかなように、勤労能力評価基準は、保障費の削減が目的である。

(2) 国民基礎生活保障法の申請受付の現状とそれへの取り組みについて

国民基礎生活保障法の窓口は区・洞の行政事務所である。韓国ではインターネットでも申請書入手できるため、日本のような窓口で申請者を追い返すことはない。申請書をいったん受けつけ、書類に不備がある場合に差し戻すことはある。

要否の決定権については、洞事務所（地域の末端の行政機関）の窓口の職員にはなく、受付のみの権限である。決定権は、洞の上位の自治体の調査チームにある。

申請の受理から決定は14日から最大30日までで、通常は1か月かかる。申請が却下された場合は、異議申請ができる。異議申請の数は多くなく、その理由は、申請者自身が法律についてよく知らないからである。申請者に活動家がついている場合で、不当に却下された場合に、異議申請が行われる。行政訴訟の支援については、国民基礎生活保障法施行当初はあったが、現在は、訴訟支援の活動はほとんどない。

(3) 最低生計費基準・勤労能力評価基準の公表方法および自活事業について

国民基礎生活保障法の最低生計費基準については公開リストがある。中央生活保障委員会が3年に1回決定をして告示する。最低生計費基準の決定は、まず、所得階層を10段階に分け、下位の階層の家計簿調査をする。さらに専門チームが生活必需品を調査し、保健福祉部が最低生計費基準を決定する。専門家によって絶対的貧困の調査も行われるが、調査の後、政府の予算によって削ら

れることがある。

平均所得に占める最低生計費の割合は、1999年の40.7%から2009年の32.8%に低下している。さらに2010年を経て現在、平均所得の30%にさらに低下している。中位所得をまったく考慮していない結果、このような低い比率になったのである。

そこで、貧困社会連帯などの貧困問題を考えている団体は最低生計費を相対的にとらえないといけないと主張している。

勤労能力評価基準については4段階に分けて告示されている。勤労能力評価基準の項目は、体力、慢性症状、アルコール依存症、就業可能性、自己管理、集中力、勤労意欲、自己統制、対処能力、表現能力であり、これらは、公務員が面接して評価する基準である。勤労能力評価基準に関する医学的評価も厳密になっている。政府も、受給者に対して自活能力を高める目的で、労働を義務化する方向にある。勤労能力評価基準の項目自体に問題がある。

勤労能力ありと判定された受給者は、自活事業参加によって得た金額を保障費から差し引かれる。また、勤労能力ありと判断された人は、自活事業に参加しなくても、15日分の最低賃金が得られるという推定のもとでその分を減額して支給される。

自活事業は、絶対的貧困者、次上位階層（ボーダーライン層）を対象とした仕事のプログラムである。労働部の所管のもの、保健福祉部の所管のものがある。地域地区自活センターで行われる場合と洞事務所で行われる場合がある。

保健福祉部所管の自活事業の例をあげると、洞事務所の手伝い・掃除・清掃（ゴミ拾い）などである。

自活事業のタイプは維持型・参加型・創業などの6種類である。事業のタイプによって、労働時間・時給が異なる。自活事業の参加者は、賃金はもらえるが労働者とは認められておらず、労働者としての権利がない。賃金をもらおうとその分を給付費から控除される。

自活事業の問題点としては、次の2つがあげられる。第1に、当事者の状態と意思によって自活

事業のタイプごとに分けられるとされているが、必ずしも当事者にあった事業になっていないことである。第2に就労意欲の低下がみられることである。例えば、維持型自活事業だと、以前は仕事を見つけていると奨励金があったが、現在は廃止されていることや、洞事務所の言うとおりに仕事をしなければならぬこと、さらに仕事をしていようがしてなくても受け取る総額は変わらないことがその原因である。なお、働かなくても推定所得があり、受給総額から最低賃金の15日分が削減される。

(4) 国民基礎生活保障法の資産要件について

国民基礎生活保障法には、一定の資産を認める制度がある。住宅については金額に応じて保有を認め、一定額を控除する。借家については保証金制度（入居時にまとめて家賃を支払うもの）があり、ソウル（大都市）では5400万ウォン（約412万円）までの保証金は控除の対象となっている。

通帳の預金は基本生活準備金として300万ウォン（約22.9万円）、3年間で900万ウォン（約68.7万円）まで認められている。このように、韓国の手持金の基準は、日本の手持金の基準（医療扶助、介護扶助を除く最低生活費の半額）によりもずっと緩やかである。それを超える通帳の金額は、その6.26%が1か月分の所得として換算される。

自動車の保有は、障害のある人、運送業などの生計のためのために必要な人のみで、それ以外の人の自動車の保有は、月の所得して見なされ100%収入認定される。例えば、300万ウォンの車を保有している人は月の所得300万ウォンあると見なされるという不合理な取扱いである。

その他の資産は、月の所得に換算して収入認定される。

(5) 扶養義務者基準の現状と同基準改正運動について

現行の制度では、一親等の直系親族は、受給者の所得の130%以上あるときには扶養義務がある。貧困社会連帯は、扶養については国家の責任で国家がみるべきだと主張し、扶養義務者基準の廃止を求めている。2010年初めに、扶養義務者基準を削除する内容の法改正請願運動を開始した。扶養義務者基準の改正について、民主労働党、民主党

の何人かの国会議員が改正案を国会に提出している。国会に上程されている案はさまざまで、扶養義務者基準の廃止もあれば、緩和・縮小する案もある。現在は、議論が進んでいない状態にある。李明博（イ・ミョンバク）政権は予算が絡むことを理由に反対の立場をとっている。

本人は所得がなく受給の対象になるにもかかわらず、扶養義務者基準のために基礎生活保障法を受けられない人が100万にいと、政府は推計を出している。一人暮らしの高齢者が子どもから連絡がなくても、基礎生活保障を受けられない、障害のある人が施設から出て自立生活を送ろうと思っても、扶養義務者基準のためにできないなどの問題が生じている。

3) 日本の生活保護法およびその運用への示唆

まず、韓国の国民基礎生活保障制度では、評価項目に大きな問題がありつつも、4段階からなる勤労能力評価基準が定められていることがあげられる。日本の生活保護法の受給要件の一つに稼働能力の活用がある（生活保護法4条1項）。稼働能力活用要件については、1996年10月30日の林訴訟名古屋地裁判決（判時1605号34頁）が出るまで基準がなかった。林訴訟で示された稼働能力の活用要件よりも、韓国の国民基礎生活保障法の勤労能力評価基準はより具体的であり参考になる。ただし、勤労能力評価基準により1～3段階の判定を受けた場合は、実際に労働をしなくても15日間最低賃金で労働した所得があると見なされる点には大きな問題がある。

第2に、韓国の国民基礎生活保障法の申請について、窓口で申請の拒否がないことである。また、申請書はインターネットで入手できる点など、申請書をなかなか渡さない運用（いわゆる水際作戦）を往々にしている日本の生活保護行政が見習うべき点である。

第3に、韓国では、調査内容に問題をはらみつつも、中央生活保障委員会が、家計調査・専門家による調査を踏まえて、国民基礎生活保障法の最低生計費基準を決定することがあげられる。日本の生活保護法では、厚生労働大臣が水準均衡方式のもとで単独で保護基準を決定することと大きく

異なる点である。

第4に、韓国の国民生活保障法では、預貯金について基本生活準備金として300万ウォン（約22.9万円）、3年間で900万ウォン（約68.7万円）まで認められていることがあげられる。日本の生活保護制度の場合は、1か月の最低生活費の5割以下までしか手持金の保有は認められていないことと雲泥の差がある。

第5に、扶養義務者の扶養の範囲についてである。韓国の場合は、国民基礎生活保障法の扶養義務者の範囲は一親等の直系親族で、なおかつ受給者の所得の130%以上ある場合に限定されている。それに対して、日本の生活保護法は民法に定める扶養義務者優先を規定している（生活保護法4条2項）。民法上の扶養義務は、通説判例上、生活保持義務と生活扶助義務に区分され、生活扶助義務は、夫婦相互・未成熟子にたいする親・直系血族相互の義務であり、自己の最低生活を割らない限りで相手を扶養する義務と解釈されおり、生活扶助義務は、兄弟姉妹相互の義務で、自己の社会的地位を維持するにふさわしい生活をして、なおゆとりがある場合に相手を扶養する義務と解されている点と大きく異なるのである。なお、韓国の国民基礎生活保障法において、扶養義務者基準を欠格要件とする運用が日本の生活保護法以上に行われているのは、きわめて大きな問題である。

（担当：田中明彦）

E) 労使発展財団

〔訪問日時〕2011年3月29日午後〔応対者〕ムン・ヒョンナム氏（労使発展財団事務局長）、ベ・スナム氏（国際労働協力院部長）他

転職支援センターは、公営、公的サービスである。韓国では民間職業紹介は発展できず、零細のままである。というのも、この分野で訪れるのは社会的に低いランクの人であり、食堂、船員、警備、清掃といったものであり、企業から企業へ、ある仕事からよりよい仕事への職業紹介ではない。

韓国では民間職業紹介会社はホワイトカラーの転職において機能していない。飲み屋の従業員と

かならないが、就職して、あるいは産業構造が変わる中で、技術を磨いて再就職しようとしたときに職業紹介してくれるようなところがない。大卒者が職業紹介サービスを受けられるところや、職業相談をしてくれるところがほとんどない。要請が多いので誰かがやらなければならない仕事なのだが、政府が直接行うことは困難である。それでも公的な機関がやるべきだということで、本財団のような民間的な性格をもった公的機関が転職支援センターを運営している。

大卒者は1年以内に3分の1が退職するが、こうした人たちも全部が転職支援センターを利用して転職するわけでない。韓国の場合は、知人を通じた就業もある。それでもまた相談、再就職ということで訪れる人もいる。ホワイトカラーの転職支援は転職支援センターが一番しっかりしている。転職支援センターをモデルに経済団体でも同様の取り組みを始めている。

転職支援センターは、地方にもある。労働部もサービスをやっている。政府の雇用支援センターは全国民を対象としており、相談者は転職に関する専門知識をそれほど持っているわけではない。それに比べて、転職支援センターは転職について専門的なサービスを行える。釜山や大邱にもあり、全国14か所、本部まで入れて職員は106人で、引き続き増やしている。

転職支援といっても、賃金労働者として会社から会社へ転職することもそうだが、創業するという方向に行く場合もある。2006年から統計をとっているが、成功率は48%であり、申込んだ人の48%が転職したり創業したりする。転職したいということで相談に来たら、まず転職を勧めるが、転職がうまくいかず創業に行くこともある。比率は転職が多い。昨年1年間の実績で15900人である。転職事業には、「漫画で読める事業」というのがある。これは2010年の働きたい中小企業選定事業という、良い中小企業を10企業選定している。今年のテーマは「中小企業を愛する」で、働きたくなる中小企業を選定し、これと仕事を見つけている学生とをマッチングさせようとしている。

「良い企業」というのは、人を大切に育て

ていく等の基準がある。企業の成長性、賃金および労働条件、雇用安定、福利厚生、人的支援開発（人材開発）、開かれた経営という基準で、100点満点で採点する。賃金、職務体系等、コンサルティングを通じて良い企業をつくって、その良い企業に青年たちをマッチングさせている。

（担当：濱畑芳和）

F) 全国建設産業労働組合連盟

〔訪問日時〕2011年3月30日午後〔対応者〕イ・ヨンノク氏（政策局長）他役員

建設労働者は200万人、事務職管理職・事務手続き行政職の労働者がいる。そのほとんどが、会社に正規職として採用されている。現場に技術者労働者は120万人いるが、その8、9割は非正規職である。建設業における機械設備に従事している労働者が多い。30万台の機械、40万人の労働者がいる。これらに働いている人たちを組織対象としている。事務職・技術専門職・行政職の人たちは、企業別労組として連盟に属している。名称は、全国建設企業労働組合連合で約7千名の組合員がいる。21の企業支部、現場の技術職として土木・機械などの全国建設労働組合（組合員は2万5千名）がある。全国の自治体にも組織があり事務所は全国200カ所ある。プラント施設で働く労働者は全国プラント労働組合を組織し、組合員は2万名であり、工業団地を中心に地域的に支部を形成している。全体で、組合員約5万人が連盟に属している。連盟に属している労働者のうち、企業別労働組合に所属しているのは正規職である。建設労働組合に組織されている労働者は、多くが（日本では一人親方といわれている形態）機械を持って事業主登録をして社長の形をしている労働者で、特殊雇用労働者である。プラント労働組合の労働者も非正規職である。これらの人の特徴は仕事がある時だけ契約をして働くという点である。

組織形態として、全体を一つの産別組織に変えようとしている。しかし、労働者の組織率が低く、多様な業種を取り込んでいないという問題点があり、包括的な労働者の組合員への取込が

必要である。また、政策や法制度についても取り組んでいる。固有の取組として賃金団体交渉を行っている。

その他、退職金問題、就労履歴管理、建設産業基本法における元請と下請、社会保険保険料事後の清算制度、労働組合としての技能訓練について興味深い話を聞くことができた。

(担当：川崎航史郎)

G) 全国失業克服団体連帯

〔訪問日時〕2011年3月31日午前〔対応者〕チェ・ヨンミ氏(事務局長)、イ・ウンジョン氏(事務局長)

1) 全国失業克服団体連帯(全失連)の創設と沿革
IMF危機前、韓国には失業者運動、失業者に関する団体はなかった。それ以前は完全雇用の時代だった。IMF危機が起り、全国の宗教団体、労働団体、市民団体、女性団体が緊急の救護組織をつくるということで、1998年に集まった。全国100あまりの団体が募金運動、失業者に対する生活支援運動、相談活動を行った。個別の団体が対応するのは限界があるので、1999年全国的な連帯組織として政府に対する政策提言、失業者の声を代弁するために全失連がつくられた。

2000年に緊急支援の活動を行ってきた団体は解散し、失業者支援のために21団体が全失連に残って活動している。簡単に言えば、草の根支援運動として、政府から決まった支援を一切受けていない失業者の団体である。現在は31団体が組織されている。

2) 全失連の組織と活動

構成団体は、たとえば聖光会大学での失業者に対する取り組み、城東区の草の根市民運動が失業対策運動として家事管理人の教育を行い、YMCAは失業者総合支援センターを運営している。団体の性格がそれぞれ違うので、連合体というような同質性の強い団体ではなく、ネットワークの状態である。しかし、韓国では失業という問題を主に取り扱っているのは私たちだけである。

主要活動は、まず、失業者の仕事づくりと組織

化である。失業者は仕事づくりを目標に集まる。全国に26の社会的企業をもっており、中高年女性の家事管理者を17の地域で行っている。全国各地に求職者の互助会をつくっている。

ネットワークとして一緒に行う重要な活動が制度改正運動である。去年から今年にかけて重要な活動は雇用保険適用拡大運動、ケアワーカーの保護、最低賃金の現実化、青年失業問題に取り組んだ。仕事づくりと制度改正を両軸に行っているが、失業者は散らばっていて集まりにくい。当事者運動をつくるために、地域によっては自主的な運動が取り組まれている。協会的な集まりがつかれないか、今考えている。仕事づくりの具体的内容としては、IMFの時代は、仕事づくり事業という言葉はなかった。政府が緊急につくった公共勤労が無料の付き添い、放課後の児童を集めた勉強部屋児童保護、リサイクルを行った。

この3つは公共勤労の代表であった。基礎法制定後、保健福祉部の事業となった。地域の失業者住民がどのような仕事ができるかが関心事である。地域の人たちが仕事ができる仕事がないか、ということで、「たにし姫(家政婦、ベビーシッター、出産後の面倒をみる)」という、中高年の女性を派遣する事業を17団体で行っている。2007年に社会的企業法が制定され、これらの団体は変化してきた。社会的企業として付き添い事業、総菜屋の出店、農場(農作物の栽培)という多様な取り組みが行われた。資本が少なく、地域の欲求に合っていれば取り組めるが、継続性が低いという問題がある。

「たにし姫」は、2003年から行っており、政府の支援を受けずに今でも拡大している。自分たちで教育をし、資本を必要としないからである。リサイクルや学校の清掃は設備等に資本が必要である。政府から社会的企業法に則って一定程度の支援が得られているけれども、それが得られなくなった段階でどうなるか、モデルケースとして行っている状態である。公共勤労を活用した取り組みを、保健福祉部が認めて、基礎生活保障受給者が受けている自活事業になった。保健福祉部が自活事業の所管になった段階で、失業団体の自活事業が成功している例があったので、5大自活事

業として成功した事例を始めた。2000年のはじめに5大自活事業を行ったのは失業団体であった。

現在の基礎生活保障法の自活事業についても、自活センターは委託を受け、事業を行った。現在31団体のうち20あまりの団体が委託を受けて行っている。いちばん最初に民間委託があった時代は市民団体に請け負っていたが、今は99%が自活センターが請け負って行っている。自活センターとは、基礎生活保障法ができて、サービスを伝達する体系が必要だということで、政府が指定した伝達体系である。全国に250あまりの自活センターが市、郡、区レベルに置かれている。政府といっしょに市民団体が行っているのは社会的企業の領域で、構成団体31のうち、大韓聖光会という宗教団体、サンヤン住民連帯も、政府の指定で委託を受けて自活センターを行っている。民間であるけれども政府の指定で委託を受けている。

韓国では自活事業が多様に行われているが、ジレンマにおちいつている。なぜなら受給者になってはじめて医療給付や教育給付が受けられるという側面がある。持ち家があったり、自動車があると、受給者になれず、自活事業を利用できない。もちろんボーダーライン階層も自活事業に参加できるが、それはごく一部である。自活センターが運営しているものではなく、私たちのような失業団体が行っている失業事業に来ているのは、受給者になれない人たちである。そのような人たちに安定した仕事、医療、教育の提供はできない。韓国の福祉はオールオアナッシングになっている。オールオアナッシングの思想は受給者にとってもよくない。なぜならお金を稼ぐと受給者でなくなる。受給者でなくなると、医療や教育の恩恵がなくなる。だから、受給者はできればお金を稼ぎたくないとなる。

自活センターは福祉部が委託した独立した事業である。私たちの傘下には指定を受けた団体もあるが、連帯では自活センターとは別の、独立した運営をしているから、私たちはそこではない失業者の運動をしている。基礎生活保障受給者以外の人がほとんどである。

自活事業は固有名詞であり、保健福祉部の事業だけを自活事業という。一般的な仕事づくりは別

と考えていい。社会的仕事づくり（社会的事業）は労働部である。保健福祉部は基礎生活保障法に基づき、自活共同体をつくる。自活共同体には受給者とボーダーラインが参加する。労働部には社会的企業育成法がある。そこでは社会的企業を育成する。社会的企業には受給者ではない一般の貧困者や失業者も参加できる。その他の部署は、たとえば文部科学省などが管轄している社会的仕事がある。これらを総称して仕事づくり事業という。

おおまかな区分で、保健福祉部で稼働能力の高い人は日本でいう自立支援プログラムで労働部に紹介する。紹介された人は行かなければならない。稼働能力を点数で評価するので、ほとんど若い人が高い点数をとるが、社会的企業に行かない。受給者も労働部の社会的企業に参加できる。しかし、受給者たちはすでに保健福祉部の自活共同体に参加できるから、労働部の事業に参加しない。そこでお金を稼ぐと受給者ではなくなり、医療や教育の恩恵が受けられない。

若い人は家を出て、連絡がとれなくなることがある。また、労働部の仕事ではなく、アルバイトを自分で探し、ここで働いていると報告してくる。

勤労能力が高いと評価されると社会的企業への参加となるが、社会的企業には若い人がつくべき仕事がない。リサイクルや付き添いは若い人はやりたがらない。こうした仕事は高齢者の仕事となっている。

政府部署の働き口には労基法の適用がある。賃金は最低賃金であり、政府の支援の仕事が一般の仕事よりも賃金が高いのは道徳的に問題があるということで最低賃金となる。部署ごとに特色がある。労働部の仕事は最低賃金を政府が保障しながら、売り上げは成果給として収入になる。

福祉部の自活共同体は微妙な問題がある。受給者は労働者としてはみなされない。受給でみると、最低賃金以下を受ける人が多くいる。総額でみたら交通費を得られるので、最低賃金を上回る。労働者でないからということで最低賃金法には違反しているのに、労災保険、雇用保険には加入している。政府が仕事づくりの事業をするなかで、労働者として認めるかどうか部署間で違いがある。次期政権で整備しなければならない。

労災保険と雇用保険は私たち団体が抗議し、加入を認めさせた。労災保険は対象となるように条項に盛り込まれたが、雇用保険は解釈による。医療保険は受給者なので医療扶助制度がある。国民年金は労働者ではないので地域保険となり、本人が自由意思で加入することとなる。

本当は社会保険をすべて統一して徴収することになっており、国民年金は事業主と労働者は折半

であるが、自活共同体の負担分を出さないで、受給者は地域保険に加入することになる。加入するかしないかが本人の自由なので結局加入しない。

その他、全失連のネットワーク事業、雇用安全網をめぐる活動についての話を聞くことができた。

(担当：濱畑芳和)